

東中学校いじめ防止基本方針

白河市立東中学校

I 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性などの集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」(はやし立てたりおもしろがったりする存在)や「傍観者」(周辺で暗黙の了解を与えていたりする者)が存在する。

(2) いじめの定義

[いじめ防止対策推進法第2条]

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② 特定の教職員での判断ではなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。

(3) いじめと考える態様(例)

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れないと。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末(携帯電話、スマートフォンなど)、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫メールが送られる。
 - ウ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)のグループから故意に外される。

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 生徒がいじめを考える取組の実施

- ア 生徒会を中心とした「いじめ防止キャンペーン」や全校的な場での話し合いを実施する。
- イ すべての学級で「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」について指導を行う。
※「空気のいじめ」見て見ぬふりについても考えさせる。
- ウ すべての学級で「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。
- エ 部活動ごとに、いじめについて考えさせる話し合いの場をもつ。

② 保護者との連携の強化（下記のアかイのどちらかは実施する。）

- ア 参観日や懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場をもつ。
- イ 家庭教育学級等でいじめ防止に関する講演会等を実施する。

③ いじめ対策に関する共通理解

- ア いじめ対策の方針や手立てを教職員が共通理解するための研修会をもつ。
- イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

④ 白河市思いやり条例についての理解

- ア 条例制定の理念を理解する機会をもつ。
- イ 条例を読み、理解を深める機会をもつ。

(2) いじめの早期発見に係る取り組み

① 定期的なアンケート調査の実施

- ア 生徒対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。
- イ 保護者対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。

※アンケートを行う際、個人情報の保護については最善の注意を払い、絶対に漏洩のないようにすること。

② 個別面談の実施

- ア 教育相談を実施し、個別に様子を把握する。
- イ 三者面談を実施し、保護者から様子を把握する。
- ウ 「QUテスト」を活用し、生徒の人間関係の把握に努める。

※ 定期的なアンケートの実施を、生徒対象年間5回以上、保護者対象年間2回以上実施し、早期発見のための取り組みとします。

③ 校外の組織との連携強化

- ア 地域との意見交換会を実施する。(PTA)
- イ 生徒の通学や地域での生活の様子について情報収集の機会をもつ。

3 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- ※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う。

③ 児童（生徒）や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 調査の実施

- ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。
- ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。
- エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童（生徒）の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- オ いじめを受けた児童（生徒）及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報の保護については最善の注意を払い、絶対に漏洩のないようにすること。

4 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度への改善を行う。

5 年間指導計画

4月	生徒指導全体協議会での共通理解 各学年での学年集会でのいじめ防止指導 保護者会での情報収集 生徒指導委員会での情報交換 生徒会本部役員による「いじめのない学校」宣言
5月	学校生活アンケート実施① 自宅確認 生徒指導委員会での情報交換
6月	生徒指導委員会での情報交換 いじめアンケート実施
7月	生徒指導委員会での情報交換 保護者会での情報収集
8月	学校生活アンケート実施② 生徒指導委員会での情報交換 各学年での学年集会でのいじめ防止指導 生徒指導全体協議会での共通理解・実践 生徒会本部役員による「『いじめ』について考える中学生フォーラム」への参加と報告会の実施
9月	生徒指導委員会での情報交換
10月	生徒指導委員会での情報交換
11月	学校生活アンケート実施③ 三者面談での調査 生徒指導委員会での情報交換
12月	生徒指導委員会での情報交換 保護者会での情報収集 保護者アンケート実施
1月	冬休み中・学校生活アンケート実施④ 各学年での学年集会でのいじめ防止指導 生徒指導委員会での情報交換
2月	生徒指導委員会での情報交換 保護者会での情報収集 生徒指導全体協議会での共通理解・実践
3月	生徒指導委員会での情報交換